

収入
印紙

水道使用量のお知らせ等裏面広告掲載契約書（案）

横須賀市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が発行する「水道使用量のお知らせ」及び「納入通知書」（横須賀市上下水道局会計規程第1号様式）の裏面（以下「お知らせ等裏面」という。）に掲載する広告の掲載業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、お知らせ等裏面のうち甲が指定する部分に広告を掲載する業務の乙の代行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代行する業務）

第2条 乙が代行する業務は、次のとおりとする。

- （1） 広告枠の買い取り
- （2） 広告掲載希望者の募集
- （3） 広告原稿案の提出及び修正

（広告掲載期間）

第3条 広告の掲載期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までとする。

2 掲載期間のうち平成29年10月1日から同年11月30日までを第1回掲載期間、同年12月1日から平成30年1月31日までを第2回掲載期間、平成30年2月1日から同年3月31日までを第3回掲載期間とし、掲載期間ごとに広告内容を変更できる。

（配布数）

第4条 広告の配布数は、次のとおりとする。なお、配布数は見込みであり水道利用者数等により増減するもので、配布を保証するものではない。

第1回掲載期間 185,000枚

第2回掲載期間 185,000枚

第3回掲載期間 185,000枚

（広告掲載料）

第5条 広告枠の買い取りに係る代金（以下「広告掲載料」という。）は〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税額」という。）〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 乙は、甲が発行する納入通知書により、平成29年7月20日までに広告掲載料として前項に規定する額を甲に支払わなければならない。

（広告掲載の場所等）

第6条 広告掲載の場所は、お知らせ等裏面のうち甲が指定する部分（縦74ミリメートル、横115ミリメートル）とする。

2 広告掲載の仕様は、次のとおりとする。

- (1) 広告内に縦 10 ミリメートル、横 20 ミリメートル以上の大きさの長方形の枠を作り、その中に 11 ポイント以上の大きさのフォントで「広告」と明記すること。
- (2) 広告枠内下部に 10 ポイント以上の大きさのフォントで「※広告内容についてのお問い合わせ先」と明記し、その下に広告主の名称と電話番号を明記すること。
- (3) 広告の印刷色は、カラー刷りとすること。

(広告の範囲)

第 7 条 広告は、市民生活に関連したものに限る。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載することができない。

- (1) 給水装置又は排水設備の修理、点検及び清掃等に係るもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の適用を受ける業種及びこれに類するもの
- (3) 消費者金融に係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 法令に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 法令に違反し、又はそのおそれのあるもの
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、当該内容を実施しないもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (9) 上下水道局の業務に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (10) 市税を滞納している事業者
- (11) 水道料金又は下水道使用料を滞納している事業者

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる広告は掲載できない。

- (1) 人権侵害となるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (4) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- (6) その他広告として適当でないとい甲が認めるもの

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 乙は、お知らせ等裏面に広告を掲載する事業者を募集する。この場合において、乙は甲の次条第 3 項の規定による審査に必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による募集に対して応募がない場合に限り、乙自身の事業に係る公告を掲載することを妨げない。

(広告原稿案の提出)

第9条 乙は、広告原稿案を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、次の期日までに広告原稿案を甲に提出するものとする。なお、広告原稿案の作成は、Adobe社製Illustrator CS5以上を使用し、作成した電子ファイルをCD-R又はDVD-Rに記録して甲に提出するものとする。

(1) 第1回掲載期間の提出期日 平成29年7月27日

(2) 第2回掲載期間の提出期日 平成29年9月25日

(3) 第3回掲載期間の提出期日 平成29年11月24日

3 甲は、提出された広告原稿案が第7条に規定する広告の範囲に該当するか審査する。

4 前項の審査の結果、提出された広告原稿案が第7条の規定に違反すると甲が認める場合、甲は、乙に広告原稿案の変更又は修正を指示する。

5 前項の指示を受けた場合、乙は甲が指定する期日までに広告原稿案について変更又は修正を行い、これを甲に提出しなければならない。

6 第2項に規定する提出期日までに乙が広告原稿案を甲に提出しなかったときは、甲は、第3条に規定する広告掲載期間を変更することができる。

(広告原稿案の修正)

第10条 乙の広告原稿案の提出後、以下の期日までの間に限り、乙は、広告原稿案の修正を甲に申し出ることができる。

(1) 第1回掲載期間の広告原稿案修正期日 平成29年8月21日

(2) 第2回掲載期間の広告原稿案修正期日 平成29年10月17日

(3) 第3回掲載期間の広告原稿案修正期日 平成29年12月15日

2 甲は、甲が軽微な修正と認める範囲に限り、乙の広告原稿案の修正を承認する。

(広告の掲載等)

第11条 甲は、掲載を承認した広告原稿をお知らせ等裏面に印刷することにより、当該公告を掲載する。

2 広告の印刷費用は、乙の負担とする。

(広告掲載の中止)

第12条 広告原稿の承認後に広告原稿が第7条の規定に違反したときは、甲は、広告原稿の承認を取り消し若しくは広告掲載を中断又は中止することができる。

2 前項の規定により広告掲載を中止した場合は、甲は、乙に対して掲載を中止した広告の印刷に要した費用を請求できる。

3 第1項の規定により広告掲載を中止した場合は、乙は、甲に対して損害賠償又は広告掲載料の還付を請求することはできない。

(甲の契約解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により甲が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) この契約に違反したとき

(3) 経営状態が悪化したと甲が判断する事実があり、かつ、乙の所在が不明のため連絡を取ることができないとき。

(4) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「暴排条例」という。)

第10条の規定による照会に対する神奈川県警察本部長からの回答又は神奈川県警察本部長からの通知により、乙が次のいずれかに該当することが判明したとき。

ア 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団であると認められたとき。

イ 暴排条例第2条第4項に規定する暴力団員等(以下単に「暴力団員等」という。)であると認められたとき。

ウ 暴排条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められたとき。

エ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したと認められるとき。

オ 乙又は乙の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(5) 第15条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、既納の広告掲載料は、還付しない。

第14条 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定める。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。

2 乙が、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、甲は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付する。この場合において還付の額は、甲及び乙が協議して定める。

(その他)

第 16 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

平成 年 月 日

(甲) 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市

横須賀市上下水道事業管理者

上下水道局長 田 中 茂 印

(乙)